

I アンケート概要

■ 目的

住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に関して、賃貸住宅所有者及び仲介等を行う宅地建物取引事業者の意向を把握し、入居支援・生活支援の検討の基礎資料とすることを目的に実施。

■ 対象者・記入方式

無記名方式(所有者) ※宅地建物取引事業者に関しては、任意で社名記入

■ 配布及び回収期間

配布期間:平成29年11月20日発送(郵送)
 回収期間:平成29年12月5日まで
 (実回収期間:平成29年11月24日～平成30年1月31日)

■ 回収結果

対象	配布数(通)	回収数(通)	回収率(%)
所有者	1,351	570	42.2
宅建業者	98	41	41.8
合計	1,449	611	42.2
※不達(所有者)	88	(1351通のうち 6.5%)	

■ 調査結果の閲覧口

● ホームページでの閲覧手順

多摩市公式HPトップページ ⇒ 市政情報 ⇒ 審議会等
 ⇒ 都市・交通 ⇒ 多摩市住替え・居住支援協議会公開情報

QRコードからも調査結果を
 閲覧頂けます ⇒



II 住宅確保要配慮者への入居意向

■ 住宅確保要配慮者の入居を敬遠する所有者の割合は多くない

(ただし所有者の認識の度合いや要配慮者それぞれの状況や事情により異なることに留意)

- 約3割の所有者は仲介・管理会社へ任せているため入居の可否について認識していない
- 宅建業者の約6割が入居を敬遠したことがある
- 単身高齢者、障がい者のいる世帯、外国人世帯は、『受け入れは難しい』と回答している所有者が一定数いる

■ 入居するためのハードル

- 家賃滞納リスクの軽減
- 緊急時対応体制
- 近隣トラブルを起こさないこと

■ 入居を敬遠する理由と受け入れ条件

<敬遠する理由>

- 家賃の支払いに対する不安
- 連帯保証人がいない
- 緊急時に対応できる人がいない
- 他の入居者との協調性に対する不安

<受け入れ条件>

- 収入が安定していれば
- 連帯保証人がいれば
- 保証会社の審査が通れば
- 緊急時に対応できる人がいれば
- 近所に身内が住んで(近居して)いれば

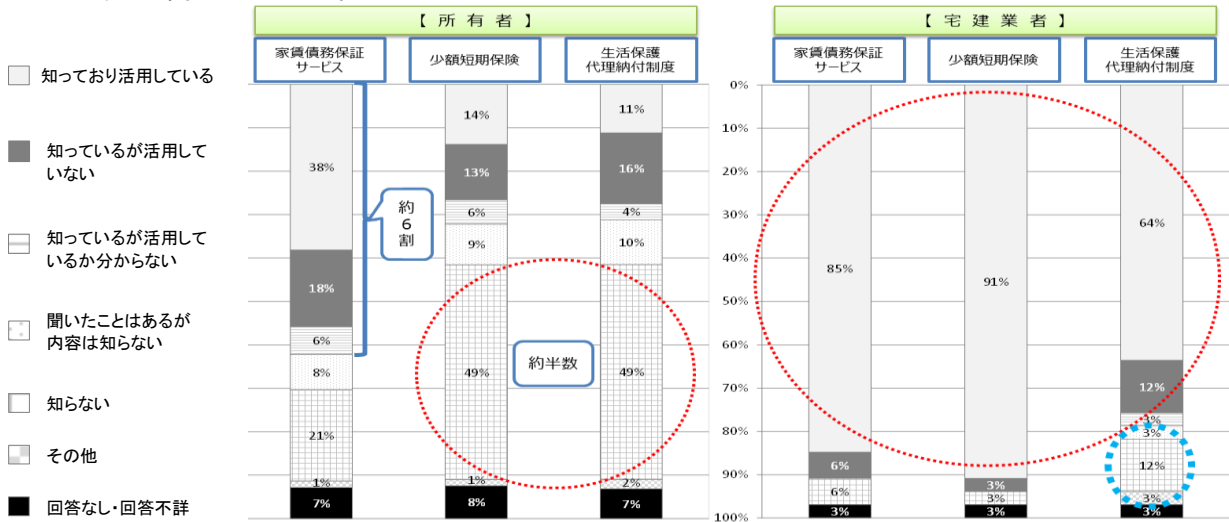
III 制度等の認知度等

■ 所有者の傾向

家賃債務保証サービスの認知度が最も高く、約6割が『知っている』回答であったが、少額短期保険、生活保護の代理納付制度については、約半数が『知らない』と回答し、認知度は必ずしも高くはなかった。

■ 宅建業者の傾向

仲介や管理を主に行っている事業者のため、基本的には各制度等の認知度は高い。しかし、生活保護の代理納付制度に関しては一定数知らない事業者がいることが分かった。



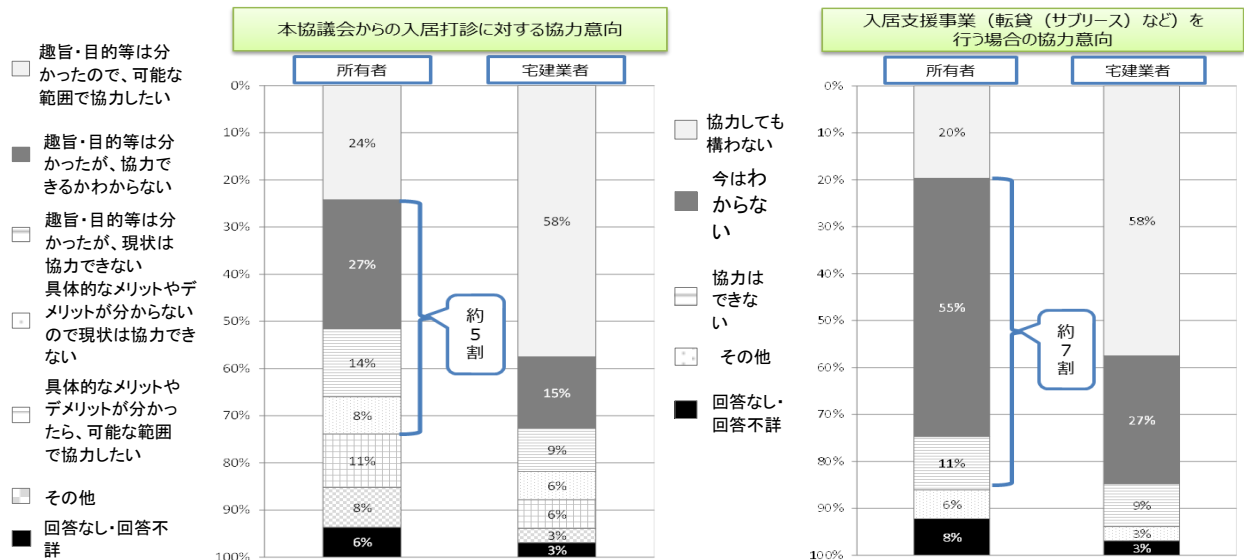
IV 本協議会への協力意向

■ 所有者の傾向

協議会からの入居打診に対する協力意向及び入居支援事業を行う場合の協力意向について、どちらも現時点での協力意向については比較的消極的であった。その一方で、どちらも約2割の所有者は協力する意向を示している。

■ 宅建業者の傾向

約6割程度、どちらも協力意向があり、比較的積極的であることが分かった。



■ 上記で『協力できない』を選択した方に回答を求めたどのような取組や仕組み、支援などがあれば協力できるかの割合

	所有者	宅建業者
家賃滞納が発生しない仕組みや支援	19%	25%
孤独死などの事故を未然に防ぐ仕組みや支援	19%	25%
緊急連絡先や保証人を確保するための仕組みや支援	10%	19%
日常的な生活の支援をする仕組みや支援	5%	6%
近隣トラブルを未然に防ぐための入居者への仕組みや支援	10%	13%
入居中に何かあった際のフォロー体制の構築	12%	6%
その他・回答無しなど	25%	6%